

平成27年度東寺百合文書展―今に伝わる2万5千通―

# 文書の解説

QR コードがついています



スマートフォンなど、QR コードの読み取りに対応した機器を利用して、  
文書画像へ簡単にアクセスできます。

東寺百合文書 WEB: <http://hyakugo.kyoto.jp/>

## 1 東寺百合文書桐箱

加賀の前田家五代目である松雲公（しょううんこう）前田綱紀（つなのり）から寄進された桐箱です。前田綱紀は東寺にある古文書に関心を持ち、使者を派遣して目録を作成させたり、文書の筆写をさせたりしました。その後、これらの桐箱を作って貞享二（一六八五）年に東寺に寄進しました。その後しばらくの間、箱はそのままになっていたようですが、元禄一〇（一六九七）年九月二七日になって文書をこの箱に移し替えて宝蔵に納めました。とても多くの文書があつたにもかかわらず、この作業は半日ほどで終えており、整理・選別をしたりせず、右から左へ移し替えただけだと考えられます。しかし、もしそこで整理・選別をしていたならば多くの文書が選からもれ、失われることになったはずです。移し替え作業をおこなった日は、何でも無い日のようなのですが、実はこれだけの文書が伝わることになった大切な日といえるのではないのでしょうか。

## 2 東寺百合文書収納簞笥

当館では、東寺百合文書を江戸時代以来の桐箱ではなく、桐製の簞笥九二棹に収納しています。簞笥のなかは五段になっていて、補修を行っていない文書や巻物状に補修された文書は引き出しに入れ、台紙に貼り付けるような修理を施して折り曲げたり丸めたりしない文書は帙（ちつ）に入れて、簞笥の各段に納めています。

## 3 東寺宝蔵焼亡日記案 長保二（二〇〇〇）年二月二六日（の函1）

長保二（二〇〇〇）年二月二五日に東寺の「北郷」といわれる地域から出た火は、寺内の宝蔵にも延びてきました。北と南の二棟の宝蔵のうち、北の宝蔵は焼失してしまいますが、その間に南の宝蔵の宝物（ほうもつ）を取り出すことができました。この文書はそれら宝蔵にあつた宝物のリストです。焼失したものには仏具とやらんで「諸国末寺公験並庄公験等」や「寺家官符等」の文書があげられています。「公験」（くげん）や「官符」（かんぷ）というのは国が寺社や貴族に宛てて出す文書で、土地などの権利を公に保証するものです。東寺百合文書の中にある莊園に関する古い時期の文書はほとんどが案文（あんもん、原本の写し・控え）ですが、もしこの火災がなければ原本が伝わっていたのかもしれない。

東寺

長保二年十一月廿七日立日記

右、事発は、今月廿五日の夜を以て、北郷より

火災出来て、東蔵町の並宝蔵焼亡に、先

北宝蔵北面焼之間二、南宝蔵に納宝物取出」

一、南宝蔵納置取出物等

（中略）

一、北宝蔵納置焼失物等

仏具



金堂講堂大八幡卅六流

同天蓋

花■(鬘カ) 廿四枚

高座前垂二条

花筥五十枚

金銅御鉢大小二口

闕伽器三前(径四寸)

大花瓶四本

大磬一枚

大金鼓二口

御塔流星二果

鉦鼓一面

縫物大幡一流

灌頂足五流

諸国末寺公驗并庄公驗等

讚岐国善通寺公驗

参河国龍雲寺公驗

越前国高輿庄公驗

丹波国大山庄公驗

撰津国豊島郡垂水庄官省符

四至(限東三条堀、限南三國河、限西六条堀、限北四条一里廿五坪  
五条二里四坪)

在条里

寺家官符等

別当官符

定額僧官符

所司官符

真言院後七日修法記(書出)

四王寺四禪師疑補記(書出)

造寺所年終帳

右、自余公驗等前日を以西院之上的御房

渡置たり、件焼失公驗等、不能委記、仍為後日、立日記如件

長保二年十一月廿六日 堂達僧 在判

判納 造寺專当 在判

別当權大僧都 在判 都維那 在判

權少僧都 在判 專当法師

阿闍梨大法師安救 法師朝静

上座 在判 法師

權上座 在判 法師空瑜

寺主 在判 法師 堂達法師

文治三年十一月十七日以正文書写云

4 造營方算用状 康曆三(一三三二)年二月二日 (七函61)

康曆元(一三七九)年二月四日、東寺の西僧坊から火が出て、御影堂



など重要な建物を焼失してしまいます。御影堂内の文庫には重要な文書が多く保管されていましたが、『東宝記』という記録には「寺僧等走集、不動像・大師真影以下、本尊・道具・聖教・文籍等、悉以奉取出畢」と書かれており、文書も無事避難させることができたようです。そのおかげで、東寺百合文書の中にはこの火事よりも前の文書も残されており、現代の私たちが読むことができます。御影堂は供僧の拠点であり、その焼失は日々の組織運営に様々な影響を与えたはずです。この文書は焼失した御影堂を再建するために要した支出を記した帳簿で、展示している箇所には康暦二（一三八〇）年六月六日に行われた造営事始での支出について書かれています。素麺の金額が一貫五百文とありますが、酒代三貫七百分の四〇パーセントになる金額です。かなりの量の素麺を用意したように思われるのですがどうでしょうか。

(前略)

一、事始雑用日記 康暦二六六  
 六貫文 御簾 〔十五間〕間別四百文宛、此外三間鎮守方沙汰  
 四貫八百文 疊八疊小文縁、此外二疊鎮守方沙汰之  
 九百三文 紫絹縁二疊  
 九百文 赤縁三疊  
 三貫六百分 飯屋ノ料ニシカイ  
 三貫五百文 同 ミイロキ  
 一貫八十文 杉柱廿七本  
 四百六十三文 同車力  
 六貫文 同番匠手間料  
 一貫四百文 長櫃二合

百三十七文 同ハナクレノ布  
 五百文 銚子提ノ色アケ  
 一貫文 銚子提一具代  
 二貫文 敷砂 此内一貫文河原沙、一貫文白川沙  
 一貫九百卅二文 木具色々分  
 五百三十六文 土器大小  
 三十文 筋木  
 一貫五百文 索麵  
 三貫六百四十三文 雑用 同町ノ買物  
 六十文 紙  
 五百四文 桶杓 同イカキ  
 五十文 味噌袋ノ布  
 六百六十八文 薪  
 三貫七百分 酒  
 三十貫文 番匠大工方下行之  
 二百八十四文 油  
 一貫六百六十九文 黙心方  
 一貫五百文 宮仕三人装束料  
 百五十文 門指三人直垂ノ賃  
 三百文 散所献酒五日  
 二百文 管領ノ御馬引物二下行之  
 百文 土岐殿ノ馬 同  
 六百文 内裏ヨリ御馬 同  
 二百文 御所ヨリ御馬 同  
 一貫文 内裏ヨリ官符持方へ

二貫文 小舎人酒肴  
 三十文 馬草  
 百五十文 同座  
 二百廿五文 筵五枚  
 百十文 炭一荷  
 三十七文 茶箋  
 三十五文 茶杓  
 百五十文 人未食銀釵代  
 百五十文 上久世人夫食  
 百二十文 萱坊ヨリ車力 疊  
 已上八十三貫七百八十六文内  
 三貫文 簾代  
 一貫文 銚子提代 東西九条年貢内ニテ返弁之  
 定已上七十九貫七百八十六文

(後略)

5 廿一口方供僧評定引付 文明一八(一四八六)年九月二八日条

(ワ函79)



土一揆とは、民衆が金の貸主・土地の質取主である土倉や酒屋を襲って借金の棒引きを認めさせたり、質に入れた土地や物を取り戻したり、幕府

に徳政令を出すように強要したり、といった蜂起のことです。土一揆が頻発していたこの時期、東寺は度々一揆側の陣地にされることがあり、享徳三(一四五四)年九月や長祿元(一四五七)年一〇月にも土一揆が陣を構えていました。この文書には、文明一八年九月一〇日、細川政元の軍勢が寺にたてこもっている土一揆を追い立てようとしたところ、放火されたものか、金堂・講堂・鐘楼・経蔵・鎮守八幡宮・中門・南大門が炎上してしまつたことが書かれています。鎮守八幡宮の御神体は運び出したという記録はあるのですが、経蔵に収められていたものはどうなったのかはわかりません。この火事では文書が保管されている御影堂や宝蔵は無事でした。

(文明十八年九月十八日条)

(前略)

一、当寺伽藍回祿事

去十日重而土一揆楯籠于寺中之間、為  
 武家被仰付、以細河手、令追却之処、金堂損火、  
 所謂金堂(同回廊)・講堂(同廊)・鐘楼・経蔵  
 鎮守(同回廊)・中門(并廊)・南大門已上七宇一時  
 炎上、凡草創(延曆十五)以来六百九十二年、暨  
 于斯時滅亡、是可謂時節到来、衆僧之  
 愁歎・密徒之凌廢也、如祖師記文者、天下之  
 衰弊・国土妖乱無疑也、見聞緇素、敢  
 無不驚悲者也、

(丁裏)

一、鎮守八幡宮御神体事、火炎已懸御殿之間、予(公遍)打放御戸之処、覺永法印

被走向、奉出神体、次執行栄増法印  
馳参、彼等相共奉昇、奉出南大門、  
然後奉移塔婆畢、  
(後略)

## 6 東寺領山城国散在田地并敷地文書紛失目録

応永一〇(一四〇三)年二月 日

(り函76)



応永一〇(一四〇三)年二月一日、杲淳僧都の住居が火事になりました。建物内には寄進状など、土地に対する権利を証するための文書が保管されていたらしく、この文書には火事で焼失してしまった文書が書き上げられています。

### 東寺領山城国散在田地并敷地文書紛失目録事

合

- 一所 当寺境内(東限大宮、西限朱雀、南限九条、北限八条、此内一町号乾町(朱雀以東八条以南)、一町号西園(坊城以東八条以南))  
勅裁御教書以下九通、
- 一所 壹段小(針小路朱雀、自朱雀西、自針小路北、号西垣田)  
寄進状以下五通、

一所 半(八条大宮北類、大宮以東)

勅裁并御室令旨以下六通

一所 八条以南至九条巷所(東限堀河、西限朱雀)

勅裁以下三通

一所 壹段(巷所、八条朱雀西南角)

寄進状以下五通

一所 壹段(巷所、八条朱雀、自朱雀西、八条面南類北繩本)

寄進状以下七通

一所 畠(八条以北猪熊面西類口南北一丈八尺五寸、奥東西拾丈)

寄進状以下本券七通

一所 在家并畠(巷所、八条猪熊与大宮間北類)

本件以下八通

一所 在家(八条猪熊以西北類口東西五丈一尺、奥南北八丈)

寄進状以下五通

一所 田地并在家(八条大宮与匣筒間、南類号五段田)

本証文五通

已上

右、彼田地并敷地本文書等、今月一日、年預杲淳僧都

住坊炎上之刻、於彼在所、焼失訖、此旨不偽申之条、以

八大高祖両部諸尊所奉証也、然間、為備于未来之

龜鏡、欲申下 公方御証驗、仍以連署、謹注進如件、

応永十年十二月 日 權少僧都 杲淳(花押)

權大僧都 宣弘(花押)

法印權大僧都 隆禪(花押)

法印權大僧都 教遍(花押)

7 比丘尼西妙田地寄進状 元亨二（一三三二）年三月十四日

（卜函28）



西妙が八条大宮の土地を御影堂に寄進したときの文書で、見てのとおり、上部に焼けた痕があります。この文書は展示番号6の火事で運よく焼け残ったものだと考えられています。取り出すのがもう少し遅れていたら燃え尽きてしまつて6の文書に書き上げられることになつたかもしれませぬ。この八条大宮の土地については他にもいくつか文書があり、その中には、せ函武家御教書並達29号など、焼けた痕の残るものもあります。

とうしきたむきの大しにきしむ  
したてまつる田代地事

合（口五丈、おく多十丈（おくと申八きたへ也）、あり八条おゝみや、おほみやよりひかしたのつら、ひかしのそい）

右、くたむの地は、さいめう（わらハなひめつる女）さうてむふむ  
ミやうにして、ちきやういまにさほいなき地也、しかるを、

あますてに六十におよひ候あひた、このよいく  
ほとなく候へハ、たうしよりきしむしたてまつる  
ところなり、あまかこせほたいおも、よくゝとふ

らわれまいらせ候はんかために、ゑいたいおかきりて、  
きしむしたてまつるところなり、ほむけやくに  
は、こミのむしろ四まい、又七しやく二まい也、又月に  
五もんつゝのふくれうのほかは、くし・くわやくこれ  
なし、よてきしんしやう如件、

元亨二年三月十四日 ひくにさいめう（花押）

とうきやうのそうのう

あみたふ（花押）

8 尼慈快田地文書紛失状

（エ函92（8））



この文書は、土地の証文がなくなつたのでそれに代わる証文とするために書かれたものです。証文がなくなつた原因として「去五月六七両日、六波羅大勢打入慈快之住坊七条、財宝以下悉令奪取之間、彼田地証文等同令紛失畢」とあります。エ函九二（八）は後半部分を欠いているため、そこに書かれているのは年月日が不明で「去五月六七両日」というのが何年の五月のことなのかわかりません。しかし、別の函のなかに後半部がのこされてきました。それが展示番号9で、これを合わせて読むと、元弘三（一三三三）年の五月であるとわかります。これは鎌倉幕府が倒れようとしている時で、五月七日は六波羅探題の北条仲時・時益が光厳天皇や後伏見上皇、花園上皇を奉じて鎌倉を目指して逃げたまさにその日です。時の政治

権力が移り変わろうとする中で起こっている騒乱に普通の人も巻き込まれ、文書が失われてしまうことがわかる好例ではないでしょうか。

立申紛失状事

- 一所 式段 六条面堀河西
  - 一所 参段半 北小路面道祖大路西
  - 一所 式段大 北小路面堀河東〈市町〉
  - 一所 小 七条坊門面大宮東〈巷所〉
  - 一所 式段 北小路堀河西〈イト云市町〉
  - 一所 参段 佐妻牛面道祖大路東〈香呂寺ト云〉
  - 一所 参段半 清住寺七条面木辻自七条南〈北野田〉
  - 一所 式段 八条坊門面解繩東
  - 一所 参段半 唐橋堀河面南〈北野田〉
  - 一所 小 九条面大宮西〈西寺田〉
  - 一所 式段小 針小路大宮面〈巷所〉
  - 一所 式段小 八条面壬生西〈平塚ト云、北野田〉
- 畠屋敷
- 一所 口参丈式尺 奥南北式拾丈 七条面祖地南
  - 一所 口参丈式尺 奥南北拾伍丈参尺 七条面堀河東南類
  - 一所 口式丈式尺 奥東西柒丈 七条西大宮面七条北西類
  - 一所 口式丈伍尺〈北野田〉 奥東西拾式丈伍尺 塩小路大宮面東類
  - 一所 口式丈参尺伍寸〈北野田〉 奥東西拾式丈五尺 塩小路大宮同所
  - 一所 口肆丈捌尺 奥式拾丈 西七条坊城、自々々西南類
  - 一所 口参丈捌尺 奥式拾丈 西七条坊城、自々々西北類
- 右、件所々者、慈快相伝之地也、而去五月六

七両日六波羅大勢、打入慈快之住坊七条、財宝以下悉令奪取之間、彼田地証文等同令紛失畢、雖然、相伝管領之次第、無其隱之上者、任見聞之美、欲賜在地人証判申請諸官御署、備未代龜鏡、仍所立申如件、

9 尼慈快田地文書紛失状 元弘三(一三三三)年二月日

(世函11(1))



元弘三年(癸酉)十一月日 慈快(花押)  
在地人善口(花押)

日奉延弘(花押)  
定任(花押)  
豪勝(花押)  
隆快(花押)  
浄円(花押)  
南無阿(花押)  
定快(花押)

件田畠敷地等証文紛失事、

在地人等判形分明之間、加愚署耳、

左衛門権少尉中原朝臣（花押）

彼田島等券契紛失事、傍輩証判分明

間、所並愚署而已、

防鴨河判官左衛門大尉「」（花押）

少判事兼左衛門権少尉「」（花押）

件田島等券契紛失事、傍輩

証判明白之間、加愚署耳、

左衛門権少尉中原（花押）

彼寺領等券契紛失事、傍輩

証判分明之間、並署耳、

右衛門権少尉中原（花押）

件券契等紛失事、傍輩証判、

分明間、並愚署而已、

西市正兼左衛門権少尉中原朝臣（花押）

彼券契等紛失事、面々証判炳焉之

間、並愚署而已、

少判事兼右衛門権少尉中原朝臣（花押）

件田島等券契紛失事、面々証判分明之

間並愚署而已、

「大判事明清」 大判事兼明法博士左衛門大尉豊前守坂上大宿禰（花押）

「姉小路志明景」 左衛門少志坂上（花押）

10 法印真聖敷地券契紛失状 文和三（一三五四）年七月 日

（イ函45）



鎌倉幕府を倒した勢力はその後、北朝と南朝とに分かれて争うようになります。北朝・室町幕府側が優勢となっていくますが、観応年間（一三五〇～一三五二）には、足利尊氏と弟直義との対立が激しさを増し、観応の擾乱（じょうらん）という紛争が起こります。乱そのものは観応三（一三五二）年二月の直義の死で終息するのですが、北朝側のこの混乱によって南朝側が勢いを盛り返し、文和二（一三五三）年六月九日には、楠木正儀らの南朝方が京都に押し寄せてきました。東寺にも悪党人が打ち入ってきて、金蓮院坊では資材・雑具を奪おうとする悪党人がまきおこす混乱の中で土地の証文を紛失してしまいます。この文書はそれからおよそ一年後に作成されたもので、なくなってしまうた文書に代わる証文とするために、文書がなくなつた事情を述べて、検非違使の署判をもらったものです。

立申 敷地券契紛失状事、

右、七条坊門町東北類（口肆丈陸寸、奥柒丈陸尺）、同坊門町北東類

（口肆丈老尺、奥拾肆丈四尺）、彼両所敷地者、為真聖相伝之地、数十年管領、

敢無子細、仍所帶文書等炳焉也、而真聖居東寺供僧

職、送多年之間、且為奉謝大師之報恩、且為成二世之

悉地、為每年三月廿一日御影供百種料足、以彼地子

上分、永令寄附御影堂畢、爰去年（文和貳）六月九日、

宮方大勢乱入洛中之時、処々悪党人等、打入東寺

坊中、搜取資材雜具之刻、件敷地等券契以下、於

金蓮院坊（針小路櫛笥）同令紛失畢、其段、云近隣、云寺中、更

無其隠者也、凡於当知行者雖無相違、向後、若称有彼券

契等、於彼敷地、有致違乱之輩者、被処盜犯之重科、

可被申行所当罪科、然者為後証、申請寺中并近

所存知人々証判之上者、賜諸官連署、為備末代之

龜鏡、所立申紛失状如件、

文和三年（甲午）七月 日 法印真聖（花押）

権少僧都亮忠（花押）

権大僧都深源（花押）

権少僧都行賀（花押）

権少僧都忠救（花押）

（後略）

11 真言院後七日御修法請僧交名 建武三（一三三六）年

（ろ函3(25)）



正月八日から一四日まで、宮中の真言院では玉体安穩・鎮護国家を祈る後七日御修法が行なわれます。東寺長者がつとめる阿闍梨以下、修法で誰がどのような役をつとめたのかを記したのがこの交名（きょうみょう）で、毎年貼りついでいくためこのように太い巻物になっています。裏面には阿闍梨がその年の修法について書き記しているのですが、この建武三年の後七日御修法は大変だったようです。この年阿闍梨をつとめた東寺長者弘真によれば、例年どおり八日に御修法を開始しましたが、一〇日に足利尊氏の軍が都に攻めてきたため醍醐天皇は比叡山に逃れ、弘真も修法の道具を返しただけで比叡山にお供をした、という状況でした。実際にこのときの戦で内裏は焼失してしまいます。この交名は、正平一統とよばれる南北朝の和平がおとずれした後、正平七（一三五二）年に弘真が再び後七日御修法の阿闍梨をつとめた機会に書いて貼り継いだようです。ただ、その和平は長くは続かず、展示番号10に見えるような争いが起こることになります。

（紙背）

八日、任例始行御修法、但十日、逆

徒乱入京洛、聖主臨幸山門之

間、兼雖存儲、臨期物惣、不及続

一紙之交名、返渡道具於本寺、奉

隨 天蹕畢、而今得正平勤修之  
便宜、令注置建武請僧之名字耳、

12 比丘尼良明敷地文書紛失状案 建武三（一三三六）年八月 日

（京函72（2））



比丘尼良明が、なくなってしまった土地の証文の代わりに書いた文書（の写し）です。良明は祇園中路の迎接院という寺院の蔵に土地の証文を置いていたのですが、建武三年正月一七日の世上動乱の時に、軍勢がその寺に乱入し、蔵を打ち破って仏具聖教などを奪い取ってしまったました。良明の文書もこの時に紛失してしまいました。この世上動乱の日、建武三年正月一七日というのは展示番号11のちょうど一週間後です。展示番号11では足利尊氏軍が京都に攻めてきていましたが、こちらの文書では尊氏に対抗する新田義貞が足利直義や高師直と戦いつつ都に攻め上ってきたために「世上動乱」といわれるような状況になりました。足利尊氏や新田義貞というのは歴史の教科書に必ず登場する著名な人物ですが、彼らの行動は教科書には出てこない普通の人のような大きな影響を及ぼしていました。

立申 紛失状事

右、子細者、法性寺柳原（自一橋北）西頬敷地（口南北貳拾三丈五尺、

奥東西參拾陸丈五尺）

為良明（迎接院尼衆）相伝之私領、于今当知行、敢無相違地也、而於手繼証文等券契者、祇園中路納置迎接院庫藏之処、今年正月十七日世上動乱之刻、軍勢等乱入寺内、打破寺庫、奪取仏具聖教以下資材雜具、同時令紛失畢、此条近隣無隱上者、早任傍例、且賜近隣御証判、且為祇園境内之上者、請社家証明、為備向後之龜鏡、紛失状如件、

建武參年八月 日 比丘尼良明 判

沙門円秀 判

散位藤原行藤 判

法印顕詮 判

法印浄晴 判

（後略）

13 廿一口方評定引付 文明元（一四六九）年四月二五日条

（天地之部37）



武將が東軍と西軍に分かれて抗争を続ける応仁・文明の乱の最中、東寺供僧は寺の宝物（ほうもつ）の安全が心配になり、醍醐寺へ避難させました。しかし、醍醐寺も危険かもしれないとこのことで預けていた宝物を東寺

へ戻すことを考えたようです。このような場合、現代では、今の保管場所だとうとうふうに危ないのか、別の保管場所に移すとどれくらい安全なのか、いつどういふ手順で移転を行うのか、など様々な調査、計画立案やその書類仕事でなかなか大変ですが、この文書には「六条陰陽師仁可被占之由衆議了」とあつて、実際にどうするのかは六条陰陽師に占わせて決めることにしたようです。この後、五月一六日には東寺に移転させることに決まるのですが、一八日には状況が緊迫して交通もできないとのこととで先延ばしということになります。しかしそのせいで展示番号14のようなことになってしまいました。

(前略)

(文明元年四月)

同廿五日

公禪 仁然 杲覚 堯杲 堯全

宏清 原永 覚永 融寿 俊忠

慶清 具円 宗永 宝濟

一、寺家宝物之事、依為乱世、雖被置醍醐、

近日有物賣之間、可被渡他所敷之事、

六条陰陽師に可被占之由衆議了

(後略)

14 廿一口方評定引付 文明二(一四七〇)年八月一〇日条 (ち函19)



東寺の宝物は応仁元(一四六七)年九月二日に東寺から醍醐寺三寶院の経蔵に避難させ、その後醍醐寺のいくつかの院家に分散して保管されていました。展示番号13のように、東寺に引き取ろうとしてそのままになっている間の文明二(一四七〇)年七月二〇日、西軍の大内政弘が醍醐・山科を攻め、醍醐寺では多くの建物が火事となり、東寺が預けていた宝物もこれに巻き込まれてしまいます。この文書は預け先の醍醐寺から戻ってきた宝物のリストで、火事の後なくなっていたものが八幡市で売られているのを見つけて買った、理性院の庭で拾った、といった記述もあり、火事後の混乱した状況がうかがわれます。

(文明二年八月十日条)

(前略)

一、御道具等自上醍醐歸寺之由、令披露者也、

御道具唐櫃一合、両界箱一合、十二天箱一合、

五大尊箱一合、大師御絵一合、仏具箱式合(於理性院令紛失畢)、

(丁裏)

東寺額(同令紛失畢)、鎮守額、聖天(八幡市ニテ宗承買得、寄進畢)、

印三ヶ(中綱乗俊、於理性院庭拾之寺家へ進者也)、同舟器買得之

已上

右件御道具等、去応仁元年九月廿一日、醍醐寺三寶院

御経蔵被渡之、於醍醐諸院家分配之、就中文明  
二年七月十九日、勸修寺堂塔并門跡・院家・坊中  
致于在家等悉炎上、次廿日醍醐寺至于伽藍  
青龍宮・門跡・諸院・在家等、悉成灰燼畢、  
但塔一基無為也、大概如比、不及委細記者也  
(後略)

15 織田信長禁制 永禄二一(一五六八)年九月 日

(せ函武86)



永禄二一(一五六八)年九月、織田信長は足利義昭(この直後、將軍になりません)を奉じて京都に入り、東寺に陣を構えます。この文書はその時に信長が自分の配下に向けて、東寺境内で濫妨狼籍や陣取、放火などをしてはならないと命じているものです。大勢の軍隊が寺の中に駐留するわけですから、どんなトラブルがおこるか、東寺は当然心配をしました。そこで東寺は信長に頼んでこのような文書を出してもらいました。東寺百合文書のなかには他にも多くの禁制が残されています。平和ではない時代に寺の安全を保つのはなかなか大変だったようです。

禁制 東寺境内

- 一、当手軍勢濫妨狼藉事、
- 一、陣取放火之事(付寄宿)、

一、伐採竹木之事、  
右条々、於違犯之輩者、速可処  
敵科者也、仍執達如件、  
永禄十一年九月 日 弾正忠(朱印)

16 東寺宝蔵納物注文 建保四(二二二六)年二月一六日 (せ函古12)



建保四(二二二六)年二月五日の夜、東寺の宝蔵に盗人が入りました。この文書は「一 今月五日の夜、盗人として盗み取らしむる物の事」として御道具唐櫃に納められていた五鈷、鈴などの盗まれてしまったものをまず書き上げ、続けて、「一 現在納物等」として盗まれずに存在を確認できたものを書き上げています。盗まれなかった方には「文書箱三合 被付封」や「官符等箱三合」とあり、文書は無事だったことがわかります。なお、この後の二月二十九日に犯人がつかまり、盗まれたものも戻ってきました。

注進 東寺宝蔵納物等  
合

一、今月五日夜為盗人令盜取物等

御道具唐櫃内

- 五鈷壺口 鈴壺口 三鈷壺口
- 独鈷壺口 輪壺口 羯磨肆口

概肆枚 金剛盤壺口 金銅壺肆口

五色糸壺条 茶坑壺壺口〔赤地錦袋入之〕 金銅塔壺基

仏舍利式壺〔赤地錦袋入之〕

灌頂院御仏具等

大花瓶拾口 大闕伽捌前〔在火坑〕 大火舎捌口

塗香器式口 灑水器式口 鏡壺口

鉢式口 金剛盤壺口 五鉢壺口

香呂壺 香象壺 水瓶壺口

少闕伽拾陸前 同火坑肆前 同火舎肆口

粥器伍口

少闕伽器拾肆前〔夏中供花料〕

西院御仏具等

闕伽器肆前 花瓶伍口 五色糸壺条

仏器捌枚 火舎肆口

金銅宝鐸壺

一、現在納物等

御道具唐櫃納物〔在覆〕

御袈裟壺帖〔在横被、蒔絵箱、但結緒壺筋盜取之〕 水精念珠壺連

〔在箱〕

商法壺口 覆面式口 御道具箱壺合〔黒漆、結緒壺筋盜取之〕

目錄式卷〔長承二年以後〕 夾名案式卷〔天仁三年以後〕

御卷数案壺卷〔康和二年以後〕

舍利勘計記并奉請問文書式卷内〔一卷天曆四年以後、一卷保延五年

以後〕

已上御唐櫃納

舍利式粒〔白色、臨時供養料 置之〕

舍利壺粒〔白色、入金小器、其上金銅壺奉安置之、被付御封、食堂

千手觀音修理之時、奉見出之、其後未被奉安置〕

大般若六百卷〔相櫃六合納之〕

灌頂院敷曼荼羅式鋪 西院曼荼羅式鋪

古曼荼羅肆鋪〔但破損〕 五大尊繪像伍鋪

十二天繪像拾式鋪 金銅聖天像壺体

金銅灌仏像一体 七祖御影柒鋪〔入相櫃一合、被付御封〕

七祖新御影柒鋪 十二天屏風肆帖〔本新〕

八幡宮御正体拾枚 同御簾木緒陸筋

鈴壺口 小闕伽壺前余伍

同火坑拾肆前余參枚 火舎拾參口〔在大少〕

花瓶參拾參口〔在大少〕 概捌本

五色糸式条〔此内一条盜人切取之〕 香象覆壺枚〔銅〕

已上灌頂院御仏具

西院概肆本 供花闕伽器陸前余肆

大鉢捌口 大盤拾陸枚〔已上兩種、去正月廿八日「」修正之時

取出之後在講堂、而今日返納之〕

聖天具平桶壺合内

少闕伽器壺前〔在火坑〕 花瓶式口

塗香器壺口 灑水器壺口

多羅壺口 杓壺

扇壺枚〔紙扇也〕

政印箱壺合〔納金銅印參、同鉢式口、鐵尺肆筋、鑑、針片方〕

金銅御水瓶壺口 螺肆口

如意壺口 玉幡式流〈破損〉

持幡装束式具内

袍式 下襲式

半臂式〈在緒〉 帷式領

表袴式 大口式

角緒式筋〈今式筋盗取之〉 帶式

鞆式足

同古装束式具〈但不具破損〉

幡大少伍拾流 花幔拾柒枚

高座前垂壺枚〈錦〉 打敷壺枚〈織物〉

古天蓋壺枚 散花覆壺枚

御唐櫃古覆壺枚 灯炉肆

師子頭壺〈在面形式、鼓壺、古衣少々〉 十二時面形拾式枚

幄屋布幔壺帖〈破損〉 文書箱參合〈被付封〉

官符等箱壺合 黒染箱壺合

手洗壺 金銅延同拾陸枚

古木龍頭少々 大宝鐸拾玖

小宝鐸百拾柒 二王鑱捌筋

塔九輪内輪式筋 宝鐸大火打形參枚

同小火打形玖拾式枚 戸蟬甲參百伍拾

戸津不利式口 古鈿鎰壺

已上鐵

中門鬼眼黒水精玉捌果〈大〉 白水精玉四果〈小〉

右、目録如件

建保四年二月十六日 上座法橋〈花押〉

別当権律師〈花押〉

17 廿一口方評定引付 文明九（一四七七）年七月晦日条

（天地之部40）



この文書は廿一口方（にじゅういっくかた）と呼ばれる東寺の供僧組織が行なった会議の記録です。文明九（一四七七）年の七月晦日に行なわれた会議では、七月二八日の夜に宝蔵へ盗賊が入ったことが議題に取り上げられています。盗賊の入り方にも触れられていて、こつそりと鍵を開けてというような穏やかなやり方ではなく、「宝蔵の板敷を焼き破る」というかなり乱暴なやり方だったようです。また、展示番号16の建保四（一二一六）年の盗難のことも参考として記述されていますが、これは二六一年前の事例です。二〇一五年の現在に当てはめると、江戸時代の宝曆四（一七五四）年に起きた事件を先例に引くようなもので、ずいぶん昔のことになります。宝蔵の宝物が盗まれるということがそれだけ大きな事件なのでしょう。また、現代人にとって江戸時代の事件はずいぶん前のことですが、室町時代の人にとって鎌倉時代に起きた事件はそれほど昔のことには感じられなかったのかもしれない。

（文明九年）

七月晦日

杲覺 宗寿 堯杲 宏清 教濟

覺永 俊忠 公遍 嚴信 宗承

祐源 宝紹 真照 俊耀 融寿

一、去廿八日夜、盜賊、焼破宝蔵板敷、盜取法会之具等（近年、依乱世、

西院灌頂道具被渡置之

鏡鉢二口 鉦鼓二 長者印鑑（在箱） 千手堂前具（夏中備之） 同

鈴杵

同堂蚊帳 已上自根本所納物、

香炉箱居■一具 三衣袋二 皆水晶念珠一連 大五鈷（一、此内一、

故融然法印寄進也）

（丁裏）

■字火舎二 片供器六（輪■石同台） 五瓶等 已上西院道具

紛失物大概如此、令披露畢、仍宝蔵盜賊事、（順徳院御宇）建保四年

二月五日夜、乱入緑林、請来道具等盜取之、雖然、不日御帰寺云々

（後醍醐院御宇）又去嘉曆四年（己巳）六月廿五日夜（丑刻）、白波乱

入宝蔵、乾陀穀子

袈裟等盜取之、於仏舍利者移置別器、不取之、袈裟等一七ヶ日

内出歟云々、近年世上依大乱、御（道具）唐櫃、五大尊十二天、両壇

仏具等

移置醍醐寺之处、醍醐之蔵亡之刻、両壇仏具等少々紛失（理性院預之

分也、其外移山上云々）

重宝道具櫃、五大尊十二天等、無為帰寺（於印鑑者、当寺中綱乗春法

師拾之、進寺家）、今度

又盜賊之難遁、御無為之条、天下泰平之基、一寺之祝

悦併護法善神之冥助、高祖加持力之所致之旨、衆儀畢

18 唐櫃所納重書目録 文明九（二四七七）年七月晦日 （丁函143）



展示番号17と同じ日に書かれた文書で、七月二八日夜の盜難をうけて、重書唐櫃一合の中に納められている証文の点検をしています。鎌倉時代以降はもっぱら御影堂や僧それぞれの住坊で文書が保管されていたと解釈される記述の文書が多いのですが、この文書は、中世のこの時期でも宝蔵に保管されている文書があったことを示しています。「学衆方重書正文一結」「惣安堵段銭免除等一結」など、種類ごとに文書を束ね、それらを唐櫃に入れて宝蔵で保管していたことがわかります。

宝莊嚴院方一結納之（文明十八 十六）

公遍（花押）

宗寿（花押）

東寺重書唐櫃

卷合之内被納証文

事

学衆方重書（正文）一結

惣安堵段銭免除等 一結

植松庄 一結

久世庄 一結

東西九条 一結

教令院方 一結

新見庄 一結

最勝光院方 一結

太良庄 一結〈但案文〉

掃除方 一結〈散所〉

宝莊巖院方 一結

大悲心院方 一結

妙見寺方 一結

大成具書 一結

大山庄 一結

已上十五結

文明九年七月晦日

融寿 (花押)

公遍 (花押)

俊忠 (花押)

教済 (花押)

宗寿 (花押)

杲覚 (花押)

宝蔵道具注文一通

一、地口棟別等免除納之

文明十八七十九 公遍 (花押)

19 唐櫃所納道具注文 文明九(二四七七)年八月一九日 (メ函264)

展示番号18同様、この文書も盗難の後、点検をして作成したものです。こちらのほうは仏舍利など、文書ではなく宝物が書き上げられています。



一、仏舍利

一、商法

已上 (皆水晶念珠箱入、南長押)

一、鈴并三杵

已上 (大五古箱、南長押)

一、念珠 (皆水晶)

一、金剛盤

一、輪羯磨

一、櫛四本

一、闕伽蓋三口

一、千手堂舍利鉢一

已上 (千手堂前具箱、南長押)

一、千手堂舍利塔

一、水瓶 (大師御持物)

已上舞装束箱〈西ニアリ〉

一、舍利塔〈御道具内〉

已上金堂幡箱〈乾ノ角ニアリ〉

一、千手堂舍利小箱〈南長押〉

一、乾陀御袈裟〈南長押〉

已上〈墨染箱〉

文明九年八月十九日

教済 (花押)

覚永 (花押)

融寿 (花押)

公遍 (花押)

栄増 (花押)

20 文書出納日記 長禄三(一四五九)年二月六日部分

(き函113)



文書は日々の仕事で参考にしたたり、訴訟で証拠や先例として示したりするために実際に利用されるものです。多くの人が使うものはきちんと管理していないと、ついなくなってしまうですが、中世の東寺では文書を持ち出すときや返却したときにきちんと記録をつけていました。この文書はその記録の一部で、たとえば、長禄三年二月六日には御判物四通へ永和三十一廿一、応永十七廿四、永享六三廿六、同四四十一が取り出され、

堯忠と宗寿の二人が署名をしています。また、これらの文書は翌年の三月二日に返却され、そのときには仁然と宗寿が署名しています。

(部分)

廿一口第一箱

一、為惣安堵、御判物四通〈永和三十一廿一、応永十七廿四、永享六三廿六、同四四十一〉出之、付加賀所了、

長禄三年十二月六日 堯忠 (花押)

宗寿 (花押)

同四年三月二日納之畢、 仁然 (花押)

宗寿 (花押)

21 廿一口方評定引付 長禄三(一四五九)年二月三日条

(天地之部34)



この文書は会議の議事録で、一二月三日の条には「一 惣安堵事、披露之处、急可被申之云々」とあります。「惣安堵」という、土地に対する権利についての墨付きを出してもらえよう、武家に依頼する件を会議の議題にあげたところ、早くそうしよう、ということになりました。その依頼をするときには根拠となる文書を添付することが必要なので文庫から文書を取り出します。その時に書かれたのが、展示文書20の一二月六日に文書

四通を取り出したという記録です。

(長禄三年十二月三日条)

(前略)

一、惣安堵事、披露之处、急可被申之云々、  
(後略)

22 廿一口方所出文書目録 長禄三(一四五九)年一〇月五日

(ケ函165)



展示番号20のような文書出納帳を手エックして、返納されていない文書を書き出したものです。様々な事情があるのか、戻ってこない文書というのもやはりあるようです。この文書は端裏書きに「長禄三十五書写之」とあります。何らかの理由があつて長禄三年一〇月五日に出納の手エック作業をすることになったのですが、評定引付にも記事はなく、残念ながら理由は不明です。

(端裏書)

自西院所出文書(廿一口方) 目六(自文安六至長禄二、長禄三十五書写之)

自西院被出文書(廿一口方) 事

一、当国不入御判一通出之了 奉行肥前守付之畢

文安六年三月十四日 甚清 杲覚

一、両国(播州、太良)不入御教書一通出之 肥前方付之

宝徳元年一月廿四日 甚清 清円

一、四月七日仏事料所支二通 肥前方ニ可有之

享徳二年四月十八日比付之敷

一、洛中地口免除目録(文安二)一通 肥前方ニアル敷

享徳二年四月十八日出之

一、三ヶ国反銭御教書三通出之寺崎方へ渡之

享徳三年二月十六日 原清 融寿

一、寄進田目録(仏事方)一卷、新寄進田目六一巻

已上両通寄進田上箱ヨリ出之

享徳四年五月七日 覚永 堯忠

一、矢野庄守護段銭免除案文等四通廿一口方第一箱ヨリ出之

康正元年八月二日 快寿 杲覚

一、散所免除支証三通、廿一口方第二箱ヨリ出之 寺尾方付之

康正元年八月廿六日 快寿 宗寿

(廿一口方第一箱)

一、同支証奉書(宝徳三九廿四)正文一通出之 付寺尾許

同九月廿四日 快寿 堯忠

一、同支証寺務奉書一通出之 飯尾肥前方付之

同九月廿八日 快寿 宗寿

(廿一口方第一箱)

一、同支証院宣案(親房卿)一通出之

同廿九日 快寿 堯忠

一、上野庄預所職請文〈康正元 十一 十九 定清〉一通

一、矢野庄代官職請文 供僧方〈康正元 八 廿七 増祐〉

一、其国寺請文一通〈康正元 十二 廿三〉

康正元年十二月二十九日 原永 覚永

是ハ若被納之歟

〔上桂箱〕

一、上野庄檢注等一結〈十九〉出之

康正三年六月廿一日 仁然 堯忠

〔大山箱ヨリ出之〕

一、平野、垂水、大成庄等惣安堵繪旨一通二枚 并〔廿一口方第四箱〕

大成庄文書案文一卷〔五枚〕、以上二通出之

康正三年八月廿五日 仁然 重増

此一結長祿元 十一 十四 若納歟

一、散所支障〔康正二〕一通出之

長祿二年十月十五日 堯忠 杲覚

23 文書出納日記 享徳二（一四五三）年四月一八日部分 （あ函43）



展示番号22の一つ書き四つ目に「一 洛中地口免除目録 文安二 一通 肥前方ニアル歟 享徳二年四月十八日出之」とありますが、その文書を取

り出すときに書いた記録です。「一」の上に〇があるのはチェック作業をしていたときにつけた記号でしょうか。

〔〇〕一、洛中地口免除目録式通〔文安二、宝徳二〕

享徳二年四月十八日出之 快寿〔花押〕

仁然〔花押〕

二通内宝徳二支証一通納之 康正二年九月廿一

堯忠〔花押〕

宗寿〔花押〕

24 文書出納日記

（さ函111）



展示番号22の後ろから三つ目の一つ書きで「上桂箱 是ハ若被納之歟 一 上野庄檢注等一結十九出之 康正三年六月廿一日 仁然 堯忠」とある文書を出した記録です。「長祿三年十一月二日納之畢 宗寿〔花押〕／堯忠〔花押〕」、とあって十一月二日に返納されますが、もしかするとこれは展示番号22に基づいて催促をした効果かもしれません。

長祿三年十一月二日納之畢

宗寿〔花押〕

堯忠〔花押〕

〈上桂箱〉

一、上野庄檢注等一結（十九）出之

康正三年六月廿一日 仁然（花押）

堯全（花押）

25 観一御影堂聖人職条々請文 永徳元（二三八一）年六月二一日

（シ函29）



展示番号20・23・24のような、文書出納の帳簿には供僧が署名をしています。しかし、供僧自身が文書が収められている部屋から文書を取り出してくるわけではありません。総合資料館では、利用者が閲覧申請書を提出して資料の請求をすると、職員がその資料を取り出してきて利用者に閲覧提供するシステムになっていますが、これと同じように中世の東寺にも文書を出納する役目の人がいました。御影堂の聖人（しょうにん）がそれで、展示しているのは観一という人物が御影堂の聖人職に任じられるときに提出した誓約書です。最初の二つ書きで「文書出入以下之所役、致慇懃沙汰、毎事不可違衆命事」とあり、文書の出納などの仕事は念入りに行ない、何事につけても供僧の指示に従う旨を誓約しています。

（端裏書）

聖職請文 観一房

請申

東寺御影堂聖人職条々

一、内陣臨時之開閉并文書出入以下之

所役、致慇懃沙汰、毎事不可違衆命事

一、当職補任之上者、常住為本、敢不可出行、

就中、於当番中者、昼夜可令居住聖僧坊、

雖有所用、不申詔于傍輩者、不可他行事、

一、内陣御具足等、非年預御命者、一切不可

出于他所事、

右、条々、堅守其法、不可有違越、若背請

文旨、不法不儀等令出来者、不日被改替

所職、可被処嚴密罪科、仍請文之状如件、

永徳元年六月十一日 観一（花押）

26 増長院義宝請文 六月二一日

（メ函296）



展示番号25の観一が聖人職に任じられたのは義宝が推薦していたからであることがこの書状からわかります。推薦したからには責任が出てくるらしく、義宝も「観一に違失がないよう指導します、もし観一が誓約に違反して不義なことをしたときには請け人である自分が厳しい処分を受けま

す」と誓約をしています。この書状には追而書（おつてがき）といわれる紙が付け足され（27）、28の包紙で包まれていました。追而書には「観一房請文一紙捧之候」とあるので、展示番号25の観一の請文はこの義宝書状と一緒に廿一口方の年行事に送られたことがわかります。もとは一体だった書状・追而書・包紙は、ある時点ではらばらになっただけで、それぞれ別の桐箱の中に残されていました。

観一房御影堂上人

職事、依挙申被

補任之上者、就内外無

違失之様、可加諷諫候、

万一、背請文旨、不儀

事出来之時者、就挙

人、可預嚴密御沙汰候哉、

恐々謹言

六月十一日 義宝

年預僧都御房

27 増長院義宝請文追而書

(無号之部  
162)



(端裏書)

義宝僧都観一房聖職事

追申、

観一房請文一帋

捧之候、同可拝筆候哉

28 増長院義宝書状包紙

(ル函  
285)



(端裏書)

聖職事、観一坊

年預僧都御房 義宝

29 宝蔵破損文書等所出日記 応永九（一四〇二）年七月一四日

(コ函14)



宝蔵にある文書を修理のために取り出したときに書かれた記録です。取

り出した文書のなかに「聖宝等別当補任官符」がありますが、聖宝が東寺凡僧別当に任じられたのは延喜二（九〇二）年のことですので、そのときすでに五〇〇年も経過した文書でした。当時の「古文書」修理ですね。

宝蔵破損文書等為修理申出日記事

六通、聖宝等別当補任官符并

弘福寺諸院帳等

一結、弘福寺庄園文書等十卷

応永九年七月十四日 権少僧都宗海（花押）

宣弘（花押）

### 30 金勝院融寿等連署東寺諸合力法式置文

文明元（一四六九）年十一月六日

（七函53）



こちらは現代の古文書修理で、京都府立総合資料館で受け入れた後に修理をし、このように安全に取り扱えるようになりました。台紙の上にもとの文書を貼り付けています。年月日より後の部分を見ると傷んでいる状況が明らかで、そのままにしておくと、ばらばらになってしまいそうだったことがわかります。

定置 東寺諸合力法式事

右、如諸合力置文者、（宝生院、宝光院貳、増長院、執行、上綱）

雖為或兩季、或三季、依天下大■

諸供料等、一向有名無実之間、

雖叶懸足、依之、可被取行毎年

春一季（祇園衆不可有之）、致自余之法式者、

可被任每事置文之旨、万一猶、於一季

懸足難涉之輩者、若為寺僧者、可被

擯出交衆、於中居以下之族者可被

追放寺家者也、仍加供僧中一味

同心之評議、所定置如件、

文明元年十一月六日 祐源（花押）

頼俊（花押）

宗永（花押）

宗承（花押）

重禪（花押）

■ 嚴 ■（花押）

■ ■（花押）

宗 ■（花押）



メートルほどもあります。展示しているのは延応元（一二三九）年二月一日の御室宮令旨（おむろのみやりようじ）を書き写した箇所、裏側にも何か文字が見えており、文書があることがわかります。実は、裏側にも文書がある、というよりも、本来の文書は裏側のほうです。不要となつて廃棄された後、その再利用として裏返して文書を書いているのです。棄てられた文書が裏側になりながらもしぶとく現在に伝わっているわけで、この裏面になつて残つた文書を紙背文書といいます。展示箇所の紙背文書は西院御影堂で朝夕におこなう勤行の着到（ちやくとう）、行事に出席・参加した人の名前を記す文書）です。

廳宣 留守所

可早令如元立券庄号太郎保事

右、件保者、本歛喜寿院御庄也、而一旦

雖被顛倒、依令申自御室御所、

如元、停止 勅院事大小国役万雑事

等、為彼御領、可被庄号之状、所宣如件

以宣

延応元年十一月 日

介平朝臣

34 学衆評定引付 応安七（一三七四）年二月八日条

（ム函51）



着到といえ、会議の記録にこのような記事もあります。毎月二日に  
行なう論議（御影供論義）の着到がなくなつてしまつたので、参加・不参  
加の人数がわからない、というのです。費用を計算するためにその着到が  
必要なようです。現代と同じように、中世でもうっかり書類をなくしてし  
まうことがあつたのですね。

（応安七年二月八日条）

（前略）

一、毎月廿一日論義着到紛失、参不人数難知、仍

（丁裏）

以当年料足、為明年布施物、於当座可引之、

庄々支配分、年預請取之、毎月無闕怠可備

之、公文所不可預之、後々年堅可守此法之由

評定畢

（後略）

35 足利義詮願文案 文和三（一三五四）年一月二十五日

（追加之部22 (24)）



こちらにも文書をなくしたことがわかるケースです。なくしたのは室町幕  
府二代将軍足利義詮からもらった文書で、困つた東寺は幕府に事情を説明

し、写しの裏面に一筆書き加えてもらって、原本と同じ効力をもつ文書を作成しました。展示しているのはそのさらに写しです。

〈同御教書〉

立願事

東寺八幡宮

右所願者、凶徒令退治、急速令帰洛者、

神領一所可奉寄付之状如件、

文和三年十月十五日

参議左近衛中将源朝臣義詮御判

〈裏書〉

此状紛失云々、可准正文之状如件、

康暦三年正月廿五日

〈鹿苑院殿〉

右大将源朝臣御判

36 廿一口方評定引付 応永二一（二四〇四）年九月二四日条

（く函1）



土地を売るときには、売主は、どの土地をいくらで誰に売ったのか、また、その土地には年貢などどのような負担がついているのかを記した売券を作

成し、買主に渡します。また、過去の売買において売主が作成し買主に渡した売券もあわせて買主に渡します。過去に転々と売買されてきた土地を売買すると、多くの売券が売主から買主に渡されることとなります。つまり、土地を売るということはその土地に関する文書を失うということでもあるのです。土地の売買は、売主が売りたいという場合だけではなく、土地を売れとの要求を断り切れず、売りたいのに売らざるを得なかった、という場合もあります。ここでは御児と呼ばれている人物が河原城荘を一五〇貫文で売れと言ってきていて、自分で作った文書の案を東寺側に渡して、このとおりに文書を書き、供僧の署名をつけて提出するようにも言っています。

（前略）

（九月）

同十四日

教遍 隆我 宣弘 宗海 堯清

頼寿 賢仲 重賢 宏濟 光演

堅濟 杲淳 光淳 賢我

一、河原城庄事

此庄事、自御児、所詮百五十貫文可沽却、其由、寺僧以

連署、可沙汰進之由、押認案文、如此可書進之由、被仰之間披露之処、

沽却之条不可叶、

先立如申、別所領御立替候者、可畏入之由、御返事可申之旨、治定了、

（後略）

37 法印親暁権少僧都堅濟連署大和国河原城莊売券

応永一一（一四〇四）年一〇月一日

（又函194（1））



東寺側は河原城莊の売却を断り続けていたのですが、応永一一年一〇月一日、今日中に前の案のとおり売買の契約書を書いて出せと言われて、ついに売らざるを得なくなっていました。展示番号37はこのときに作成して差し出した売券で、展示番号38は、代金を受け取り、土地を確かに売り渡したので、今後権利を主張するようなことはありません、と誓約をしている文書です。展示番号39は代金一五〇貫文の領収書です。ところで、売券は売主から買主に渡されるものなのに、37はなぜか売主の東寺のものと残っています。しかも、大きく×の印がつけられています。38・39も相手に渡したはずのものなのになぜか東寺に残っていて×印がついています。

（宝厳院賢仲の継目裏花押）

（端裏書）

広永十五年

十月廿三取返了

東寺領大和国河原城庄事、為当

寺領、帶 御判、当知行無相違地也、

然者、為御賀殿御由緒領之間、代

錢伍拾貫文仁、相副相統証文、売

渡申上者、万一自今以後、為寺家、致競

望輩出来候者、於公方可預御罪科御

沙汰候、仍為後証、売券之状如件、

応永十一年十月一日 権少僧都堅濟（花押）

法印 頼暁（花押）

謹上 応阿弥陀仏

（宝厳院賢仲の継目裏花押）

※全文を墨抹

38 法印頼暁権少僧都堅濟連署契状

応永一一（一四〇四）年一〇月一日

（又函82（1））



（宝厳院賢仲の継目裏花押）

東寺領大和国河原城庄事、為

当寺領、帶 御判、当知行無相違

地也、然者、為御賀殿御由緒領之間、

佰伍拾貫文於給置、相副相統之

証文等、令進入之上者、万一自今

以後、為寺家、致競望輩出来候者、

於公方可預御罪科御沙汰候、仍為後証、  
契約之状如件、

應永十一年十月一日 權少僧都堅濟(花押)

法印頼暁(花押)

謹上 応阿弥陀仏

(宝嚴院賢仲の継目裏花押)

※全文を墨抹

### 39 法橋快舜大和国河原城莊売却料足請取

應永一一(一四〇四)年一〇月二日

(㊦函20)



(端裏書)

□五年

□□日取返了

□状

請取申 東寺領大和国河原城庄売申代事

合佰伍拾貫文者

右、永代、河原城支証等共、売渡申

代仁所請取之状、如件、

應永十一年十月二日 法橋快舜(花押)

(宝嚴院賢仲の継目裏花押)

※全文を墨抹

### 40 廿一口方評定引付 應永一五(一四〇八)年二月八日条

(く函4)



展示番号40を見ると、東寺が河原城莊を売ってから四年後にはすつかり事情が変わっていることがわかります。この時、御賀(展示番号36では「御児」はすでに力を失っており、東寺は河原城莊を取り戻そうと公方に訴え、それが認められていました。御賀はなんとか莊園の支配を続けようと、赤松性松に間に入ってもらって、自分を代官にして欲しいと東寺に申し入れます。東寺側の態度は、先に渡していた証文などはすべて返却する、毎年四〇貫文の年貢を納める旨誓約書を出す、という条件で代官にしてやる、というものでした。それも赤松の仲介があつてこそこのことで、立場はすつかり逆転しています。御賀はいわれたとおり文書を返却し、展示番号41の請文を東寺に提出します。展示番号37・38・39が東寺に残ったのは、このような事情で御賀から東寺に再び戻ってきたためで、文書に大きく書かれていた×は、文書を取り戻した東寺が売買の効力を否定するためにつけた抹消の印です。売買のときには東寺長者俊尊が河原城莊を東寺供僧に寄進したときの寄進状も御賀に渡されていましたが、この文書も同じく戻つ

てきて現在は東寺に所蔵されています。これらの文書はこのような事情を経てたまたま伝わったといえる文書なのです。

(応永一五年一月八日条)

(前略)

一、河原庄所務職事

彼庄代官職、御賀法師所望、赤松上総入道口入之

間、領状之、仍寺務寄進状(有公方御判)、管領施行、

寺家売券以下、悉出之、於土貢者、毎年四十貫文可致沙汰

由、堅捧請文、寺家充状遣之、就此事、赤松家人

依藤令粉骨之間、一献分式百疋、清浄光院僧都(快玄)

有隨身、可向彼宿所云々、

(後略)

#### 41 御賀大和国河原城莊代官職請文

応永一五(一四〇八)年一〇月二五日

(木函43)



(端裏書)

「御賀請文 応永十五 廿五」

東寺領大和国河原庄代官職事、

契約申之上者、毎年御年貢肆拾貫文

十一月中必可致其沙汰、然而為嚴重之

御願要脚之間、殊不可有不法之儀、若

雖少事、令未進懈怠者、且於公方及御

沙汰、且不可被改替代官職、其時更

不可申子細者也、仍請文之状如件、

応永十五年十月廿五日 御賀(花押)

#### 42 足利義満自筆仏舍利奉請状 応永一三(一四〇六)年九月一〇日

(き函37)



東寺に莊園一つを無理に売らせるほどの人物、「御賀」とはどんな人なのでしょう。この文書は足利義満が東寺を訪れて仏舍利を貰い受けたときに自ら筆をとって書いたものです。二番目に現れる「御賀磨」が東寺に河原城莊を売らせた人物で、義満の寵愛を受けた稚児でした。義満の次に、そして三宝院門跡・醍醐寺座主を兼ね義満の猶子でもある有力者満濟よりも前に現れており、その権勢のほどがうかがえますが、応永一五(一四〇八)年五月六日に義満が死没すると力を失ってしまいます。この奉請状はこれまでもたびたび展示してきましたが、河原城莊売買のエピソードと合わせてご覧になるとまた違う印象を持っていただけではないでしょう。

か。

応永十三年九月十日

仏舍利

八粒 愚老

二粒 御賀麿

二粒 満濟僧正

一粒 澄豪僧都

一粒 道祐

一粒 常忠

一粒 隆禅法印

一粒 快玄僧都

一粒 栄暁僧都

以上十八粒、於東寺西院、御奉請之、

43 廿一口方評定引付 応永十三年（二四〇六）年九月二一日条

（天地之部18）



展示番号42の仏舍利奉請状が足利義満の自筆であるとなぜわかるのでしょうか？これは義満が東寺にやってきた翌日の会議の記録ですが、「御奉請記六、北山殿自筆被遊之了」とあります。「御奉請記六」とは展示番号42

の奉請状のことで、北山殿、つまり義満が自筆あそばされた、と書かれています。

（応永十三年九月二一日条）

（前略）

後、三宝院、令隨身彼御袈裟、□北山殿了、快玄、

可参申入之由、蒙仰之間、参北山殿了、抑今度御成、御心静、

寺家事共御尋之間、寺家祝着、不可過之者也、巨細記六、

別在之、於御舍利封者、北山殿御付之、於自余道具者、栄暁僧

都・快玄兩人付封、以上意、如此致沙汰了、

御奉請記六、北山殿、自筆被遊之了、宝蔵、同籠之了、

後日書入之了

応永十三年九月十日

仏舍利

八粒 愚老

二〃 御賀丸

二〃 満濟僧正

一〃 澄豪僧都

一〃 道祐

一〃 常忠

一〃 隆禅法印

一〃 快玄僧都

一〃 栄暁僧都

以上、十八粒、於東寺西院、御奉請之、

44 観心後家比丘尼田地文書紛失状案 正安二(二三〇〇)年三月 日

(リ函25)



これは少し変わった紛失状です。観心は清原末吉に二〇貫文を貸し与え、その担保として左京九条六坪にあるこの二段の土地を質に取り、借用書とともに証文一三枚を差し入れさせていました。その後、元本利息全部の支払いを受けたので借用書と証文一三枚は末吉に返さなければならぬのですが、なくしてしまつたので返せません。そこで観心の後家(この文書が書かれた時、観心はすでに亡くなっていました)が、借用書・証文一三枚は確かに紛失してしまつたもので、もしこれらの文書を持ち出して権利を主張する者がいればそれは盗人であること、そのような者には自分や子息がきちんと対応すること、また、自分達は文書を決して隠していないことを神に誓っています。

権大僧都  
任申請加判者

八幡宮御油田内末吉相伝田紛失状事

合式段者

在左京九条六坪内(西繩本東へ式段也)

限北唐橋、限南信乃小路、  
限東壬生、限西坊城、

件田式段者、清原末吉相伝私領也、而(去)正応年中之比、以彼質券拾三枚、入置亡夫観心之許、借与式拾貫文畢、而件錢、以一倍四十貫文、去永仁(五)六(兩年内令究濟之間、云彼本件十三枚、云借書、可返遣之処、不慮之外令紛失了、其条在地顕然也、依之、且任先例、且準傍例、申給寺家御判文、乞請子息并在地人等証判、立紛失状者也、若件券文称相伝、所帶之輩出来者、可被処盗人者也、且又後家并子息等、可致其明、若又引隠件券文等、掠申紛失之由候者奉始上梵天・帝釈・四大天王・大日本国中大小神祇冥衆、神罰冥罰於(毎)後家并子息等八万四千毛孔、可蒙候之状、如件

正安二年三月 日 後家比丘尼「ヨメズ」

45 後家妙恵田地文書紛失状 正和三(一三二四)年五月二二日

(リ函35)



三行目から書かれている土地の四囲を見ると、展示番号44と同じ土地で

す。また、長吉が観心から二〇貫文を借りて本券一三通を質に差し出して  
いたこと、元利全部を返済したので文書を返却してもらはずなのに…  
という事情も同じです。展示番号44では「不慮之外令紛失」とあるだけで  
すが、こちらのほうにはもう少し詳しく文書紛失のいきさつが書かれてい  
ます。証文を質に取っていた金の貸主は、六波羅にある住居の家内財産を  
検断によりことごとく持って行かれ、そのときになくなった、というので  
す。検断とは犯罪に関わった者の家や財産を没収することです。こういっ  
た場面でも文書がなくなってしまうことがわかります。ところで、この文  
書では検断および文書紛失は正和二（一三三三）年のことだといっている  
のですが、展示番号44では正安二（一三〇〇）年にすでに文書が紛失して  
いることになっています。このあたりも何か複雑な事情があるのでしょうか。

（端裏書）

紛失状

注置 私領田地紛失状事

合式段者

在左京九条一坊六坪内

限北唐橋、限南信濃小路

限西坊城、限東自西二段

右件田者、東寺八幡宮御油田也、但於作手職者、開発  
以来至長顕・末吉、帯次第券契相伝無相違、而彼田

為質物相副本券十三通、自観心房用途式拾貫

文令借用之間、以本利四十貫文返弁之上者、雖可返

本券等、子息信濃公、去正和式年正月於六波羅住房  
有不慮子細、為検断、家内資財等悉被追捕之間、  
彼本券及紛失畢、且此条顕然之間、為向後証券、立紛  
失状、申請寺中各署判之処也、若後代彼券文有出  
現事者、負物返弁之上者、可被返渡本主者也、万一付  
彼文書有申違乱之輩之時、被准盜犯可被申行罪  
科、為備後代亀鏡注置状如件、

正和三年五月廿二日 後家妙恵（花押）

子息沙弥観蓮（花押）

同僧良全（花押）

僧円朝（花押）

僧円勝（花押）

沙弥教仏（花押）

藤井重家（花押）

蜂田友重（花押）

（裏書）

此内壹段買得之畢

（亮真）

文和三年卯月十七日（花押）

（シ函3(1)）



去る六月、天下の兵乱のときに、京都から宇治三宮津に財産・文書を避難させていたが、同月一日に官兵等にそれらを奪われてしまった、と書かれています。承久三年六月の「天下の兵乱」というのは、後鳥羽上皇が鎌倉幕府を倒そうと挙兵した承久の乱のことです。すでに劣勢となっていた京方と、勝ちを重ねつつ京都へ攻め上ってきた幕府方が宇治で激突するのはこの直後、一三日のことです。財産・文書を奪った官兵というのは京方の武士のことで、数日後には戦に敗れ、逃げ落ちることになるのですが、この時にはまだそのような結果はわかっていません。

紛失

私領地壱処券契事

合、積壱戸主余式拾捌丈（口南北柒丈捌尺、奥東西拾丈）

壱処（北寄） 口南北二丈八尺 奥東十丈

件地者、自領主字七郎房之手、吉与氏（信正之母）所令買領也

而令相伝南端信正之領地畢

壱処（中央） 口南北二丈五尺 奥東西十丈

件地者、自常陸僧正御房御坊人浄法房之手、家地共信正所令買領也

壱処（南寄） 口南北二丈五尺 奥東西十丈

件地者、自同御坊人字太郎房之手、信正（本名為定）令買領

之、而母堂吉与氏、欲令沽却北端地之間、以此地令相伝之処、自吉与氏之手、物部宗弘（信正舅）令買領之後、讓

与女子（信正妻）畢

在左京八条三坊四町西三四行北二三四門内、

右、件地者、信正相伝之私領也、子細見于讓状、領掌年尚、敢無

牢籠、而彼本公驗等、去六月天下兵乱之刻、為遁怖畏、令運

置京宅資財物等於宇治三宮津辺之処、同月十一日、為官兵

等財物券契共以被押取畢、若自今以後、帶彼券契、於致

非論之輩者、早可被処盜犯者也、且在地明白也、仍紛失状

如件

承久三年七月 日 右近将監平判

件地者、右近将監平信正之私領之条明白也、仍年来

居住之間、未聞牢籠之由、而逆乱之刻、為官兵等、被押

取券契之旨、所承及之実也、仍在地人加署判而已、

橘行憲 判

佐々木助友 判

菅原友吉 同

平為末 同

紀守永 同

藤原安則 同

藤井国正 同

菅原友永 同

大春日友光 同

伴国恒

左兵衛志葛原友末 同  
左近将監藤井正依 同

伊勢権守平末貞 同

沙弥入阿弥陀仏

僧仁円 判

#### 47 西七条住人沙弥観阿私領田畠屋敷等証文紛失状案

延慶四（一三二一）年三月二日

（申函16）



観阿は田畠屋敷の証文を了阿という人物の土倉に預けていたのですが、その土倉に盗人が入り、物を盗み取った上に放火してしまつたため、預けていた文書も焼失してしまいました。土倉は普通、金を貸してその担保として土地の証文を質にとるのですが、この文書には金の貸借に関する事柄は何も書かれておらず、観阿は借金の担保として証文を預けていたのではないようです。銀行の貸金庫のように、貴重な物の保管場所になつていたのでしようか。焼失した土倉の跡、灰となつた中を探してみたところ文書の半紙、あるいは四、五行分ほど焼け残つていたものがあつた、と書かれていて、展示番号7よりももっと焼けたような文書が散らばつていたのでしょうか。また、盗人は「土倉を焼き穿つて倉内に乱入」したとあり、火を使って入口を確保し侵入するという方法が展示番号17と同様であるのも

興味深いところです。

立申 西七条住人沙弥観阿私領田畠屋敷等証文紛失状事  
合

一所 一段（在所、信乃小路大宮、自大宮東、自信乃小路南副）  
此外前後略之

右、件田畠屋敷券契等、西七条坊城以西七条面南類

沙弥了阿土倉仁預置之処、去二月五日夜、盗人等焼

穿彼土倉、乱入倉内、盜取所有財宝、結句、放火土倉

之間、其内文書等焼失了、搜求灰中之間、此田地之

内仁文書等少々、或半紙、或四五行、焼残畢、然而難

備証文之間、為後日龜鏡、以在地人等紛失状可

申請諸官御証判也、向後号有件証文、申子細

之輩出来者、宜被処盗人也、又、就証文焼失、背

紛失状、於此田地等有致違乱之仁者、可被処罪科

之状如件

延慶四季三月二日 沙弥観阿 在判

為後日証人、在地人加連判、

尼妙蓮 在判

沙弥蓮智 同

僧淵豪 同

僧快算 同

沙弥智阿弥陀仏 同

沙弥南無阿弥陀仏 同

沙弥了阿弥陀仏 同

僧栄意 同

沙弥音阿弥陀仏 同

僧大智 同

京都府立総合資料館

平成27年度 東寺百合文書展—今に伝わる2万5千通—

会 期：平成27年10月1日（木）～11月8日（日）

休 館 日：10月14日（水）・11月3日（火・祝）

※10月12日（月・祝）は休館日ですが、展示室は開室します。この日はお車での来館はできません。

列品解説：10月17日（土）・10月31日（土）

※いずれも14時から当館職員による

会 場：京都府立総合資料館2階展示室

主 催：京都府立総合資料館 京都府立総合資料館友の会

# 京都府立総合資料館

〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町 1-4

TEL: 075-723-4831

FAX: 075-791-9466

E-mail [shiryokan-shomu@pref.kyoto.lg.jp](mailto:shiryokan-shomu@pref.kyoto.lg.jp)

URL <http://www.pref.kyoto.jp/shiryokan/>